

石垣市新川児童館指定管理者募集要項

石垣市新川児童館は、児童福祉法第40条の規定に基づき児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、市民の福祉の向上及び地域住民の交流活動拠点とすることを目的とする。設置目的をより効果的に達成するため、当該施設の管理等を行う指定管理者の候補者を次のとおり募集する。

1 対象施設の概要

石垣市新川児童館

- ・所在地 : 石垣市字新川2212-9
- ・建物構造 : 鉄筋コンクリート造2階建て
- ・施設内容 : 【床面積880.9㎡】
- ・完成予定日 : 令和6年10月30日

2 指定管理者が行う管理等の基準

- (1) 地方自治法、石垣市新川児童館条例（以下「条例」という。）、石垣市新川児童館条例施行規則（以下「施行規則」という。）及び本要項等の規定に従って、児童館の管理等を行わなければならない。
- (2) 管理等の基準に関する詳細・目的事項は、指定管理者と市長が協議のうえ協定で定める。

3 指定管理者が行う業務

指定管理者は、条例、施行規則に基づき、その業務を行うものとする。

なお、業務内容の詳細及び履行方法に関しては、指定管理者業務仕様書として別に定める。

4 指定予定期間

令和7年1月6日から令和11年3月31日まで（4年3か月間）

（対象施設は建設中であり、完成が遅れた場合は期間が変更となる可能性がある。）

5 指定管理料

指定管理料は、人件費、施設の修繕費（大規模修繕を除く。）、事務費等であり、【別紙】指定管理料（目安金額）に示した額を目安とし、毎年度の市の予算の範囲内において

決定した額を支払うものとする。原則として増額は行わない。ただし、天災等指定管理者の責めに帰さない場合は、この限りでない。

6 指定管理料の精算

指定管理料に含まれる人件費及び修繕費（大規模修繕を除く。）について剰余金が生じた場合は、原則、市に返納するものとする。また、児童館事業に係る経費について剰余金が生じた場合については、市と指定管理者の協議のうえ、必要に応じて市に返納するものとする。

7 申請者の資格

- (1) 石垣市内に事業所を有するか又は設置する予定であること
- (2) 納付すべき市税等（消費税及び地方消費税を含む。）の税金を滞納していないこと
- (3) 労働保険及び社会保険に加入していること（加入が義務付けられている団体の場合）
- (4) 当該施設の運営管理に必要不可欠な資格等を有していること
- (5) 会社更生法、民事再生法及び破産法による更生、再生及び破産手続き中でないこと
- (6) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと
- (7) 本市又は他の地方公共団体から2年以内に地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の取消処分を受けていないこと
- (8) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、石垣市における入札参加を制限されていないこと
- (9) 地方自治法第92条の2、第142条、第166条又は第180条の5第6項の規定に抵触しないこと
- (10) 沖縄県暴力団排除条例及び石垣市暴力団排除条例に基づく排除措置対象法人等でないこと

8 申請書類

指定管理者の指定を受けようとする事業者は、条例第15条及び施行規則第8条に基づき、次に掲げる書類を、提出期間内に提出すること。また申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とする。

書類は原則A4縦型とし、A3の場合は折込み、ファイルに綴ること。

また、提出に際して、書類を①から⑧の順に整理し、書類毎に番号のインデックスを貼付、書類の①から⑧の書類全てに頁を記載（書類の中央下に連番で記載）すること。

- (1) 提出書類

- ① 石垣市児童館指定管理者指定申請書【施行規則様式第 5 号】
- ② 管理運営事業計画書【様式第 1 号】
- ③ 登記事項証明書（法人の場合）、代表者の身分証明書（法人以外の団体の場合）
- ④ 定款又は寄付行為、規約その他これらに類する書面
- ⑤ 市町村税、都道府県税、国税等の滞納がないことを証明する書面
 - (ア) 義務履行証明書
 - (イ) 所得税確定申告書又は法人税確定申告書の写し（別表 1, 4, 5 の 1, 5 の 2, 7, 16）（税務署受付印のあるもの。電子申告により税務署受付印がない場合は、申告書の他に電子申請等証明書の写しを添付。）
- ⑥ 児童館の施設の管理に係る収支予算書【様式第 2 号】
- ⑦ 法人等の経営状況を証明する書面
 - (ア) 前事業年度の収支決算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面
 - (イ) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書面
 - (ウ) 事業年度の収支予算書及び事業計画書
 - (エ) 事業報告書（作成している場合のみ）
 - (オ) 法人等の役員名簿
 - (カ) 組織に関する事項について記載した書面（団体概要書【様式第 3 号】）又はこれらに類する書面
- ⑧ その他市長が必要と定める書類
 - (ア) 職員配置計画【様式第 4 号】
 - (イ) 従事する職員が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条第 2 項に該当することを証明する書類の写し。
 - (ウ) 任意団体（自治会等）においては、指定管理者となることについて、会員の了承を受けたことを証する書類（総会議事録等）。

※各種証明書については、申請日前 3 か月以内に発行されたもの（写し可）

9 申請書類の提出について

(1) 提出期間

令和 6 年 6 月 10 日（月）～令和 6 年 7 月 10 日（水）（土日祝日を除く。）

時間：9 時～17 時まで（ただし、12 時～13 時を除く。）

(2) 提出場所

〒907 - 8501 石垣市字真栄里 672 番地

石垣市 福祉部 こども未来局 子育て支援課

電話 0980 - 82 - 1704

(3) 提出部数 正本1部とする。

提出に際しては、事前に電話連絡の上、提出場所に直接持参すること。

提出書類に不備がある場合は、訂正後、提出期間までに提出すること。

提出された書類は返却しない。

10 募集に関する事項

(1) 公募説明会の申込及び開催

申請方法、提出書類などについての説明会を次の日程で開催する。

参加する団体は、公募説明会参加申込書【様式第5号】へ必要事項を記入し、メールにて提出すること。

申込期間 令和6年6月10日（月）～令和6年6月17日（月）17時まで

提出先メールアドレス E-mail: jidou@city.ishigaki.okinawa.jp

開催日時 令和6年6月20日（木）14時から1時間程度

開催場所 石垣市役所2階 大会議室1

参加人数は各団体2人以下とする。

(2) 募集に関する質問の受付及び回答

質問がある団体は、質問の趣旨を簡潔にまとめ、質問書【様式第6号】に記載し、メールにて提出すること。電話や口頭等による質問は受け付けない。

質問への回答は、質問書及び公募説明会参加申込書【様式第5号】を提出した団体へ、随時、メールにて回答。質問者に関する公表は行わない。

受付及び回答期間 令和6年6月10日（月）～令和6年7月3日（水）

提出先メールアドレス E-mail: jidou@city.ishigaki.okinawa.jp

(3) 参加意思表示

申請を希望する団体は、申請書提出前にあらかじめ公募に参加する意思を表明し、申請資格を有することを誓約すること。参加意思表示【様式第7号】の提出がない者については、申請ができないものとする。ただし、特別の理由がある場合にはこの限りでない。

提出期間 令和6年6月10日（月）～令和6年7月5日（金）17時まで

提出場所 石垣市 福祉部 こども未来局 子育て支援課

提出に際しては、事前に電話連絡の上、提出場所に直接持参すること。

1 1 指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者の選定に当たっては、条例第 1 6 条の規定等に基づく基準により総合的に高い評価を受けた申請者を、指定管理者候補者として選定する。

(1) 審査及び選定方法

① 資格審査（書類審査）

申請関係書類の提出後、申請者の資格を満たしているかどうか審査を行う。

② 書類審査及びプレゼンテーション審査

石垣市指定管理者選定委員会設置要綱第 2 条の規定に基づき、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開き、選定委員会による書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。

申請者が 4 団体以上の場合は、石垣市福祉部こども未来局内で書類を審査し、3 団体以内に申請者を絞り、選定委員会に諮るものとする。

③ プレゼンテーション審査の日程 令和 6 年 7 月 2 2 日（月）

審査の時間帯については、後日連絡する。

プレゼンテーションは、非公開とする。

プレゼンテーションは、本業務に直接携わる担当者が行い、出席者数は 2 人以内とする。

プレゼンテーションは、提出された資料を基に行うこと。

プレゼンテーションの方法は、参加申込者の任意とし、パソコン等を使用する場合は事前に申し出、プレゼンテーション用のデータを後日指定する期日までに提出すること。

なお、パソコン、プロジェクター、スクリーンは本市が用意する。

④ 選定委員会の答申を受け、市は総合的に指定管理者候補者の選定を行うものとする。

⑤ 前記④で選定された指定管理候補者を指定管理候補者とし、ない事情が生じた場合は、次点者を指定管理候補者として選定することができるものとする。

⑥ 申請者が 1 団体の場合の取り扱い

申請者が 1 団体の場合においても、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。

(2) 審査項目

公の施設の指定管理者制度運用取扱要領（第 5 版）（令和 6 年 4 月石垣市）に基づき、以下の項目について審査する。

- ① 施設の設置目的が達成できるか
 - ア 施設の設置目的と市が求める業務を理解した事業計画であるか
 - イ 事業計画書の内容は適切であるか（具体性はあるか）
 - ウ 公の施設の管理・運営にふさわしい運営方針をもっているか
 - エ 施設の周辺地域との連携及び配慮した事業計画であるか
- ② 市民の平等の確保及びサービス向上が図られるか
 - ア 利用者、使用者の平等の確保を基本とした事業計画であるか
 - イ 特定の個人・団体等を優遇するおそれはないか
 - ウ 利用者、使用者の意見要望などを運営に反映させる工夫がなされているか
 - エ サービスの向上が図られ施設の効用を最大限発揮させることができるか
- ③ 施設の効率的な管理運営が図られるか
 - ア 提案の事業計画内容に対し、適切な収支計画となっているか
 - イ 管理経費削減のための工夫は適切か（サービス低下を招かないか）
 - ウ 施設、設備の維持管理の方法及び管理業務に対する取組は適切か
 - エ 人件費の設定は適切か
- ④ 事業計画に沿った管理を安定的に行う組織体制及び経営能力があるか
 - ア 管理責任者及び管理体制は明確になっているか
 - イ 適切な人員配置、勤務体制がとられているか
 - ウ 団体の安定性、継続性はあるか
 - エ 安定した管理体制を提供できる財政基盤が構築されているか
- ⑤ 以上のもののほか、設置目的を達成するための能力を有しているか
 - ア 施設をよりよくするための申請団体独自のアイデアがあるか
 - イ 新たな収入確保に向けた独自の取り組みが提案できているか
 - ウ 本市に限らず、過去に応募施設と同様の施設の管理・運営を行った実績はあるか
 - エ 市民の雇用創出の提案があるか
 - オ 申請時の段階において、本市に事業所を有しているか

1 2 選定結果通知

選定委員会において審査された団体には、諸定の手続きを経て、速やかに文書にて選定結果を通知する。なお、選定結果についての問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

1 3 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定された団体は、条例第 16 条の規定に基づき、議会議決をもって指定される。

指定管理者として指定された団体は、条例第 18 条の規定に基づき、協定を締結するものとする。

1.4 事業開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項

指定管理者の事業開始前までの期間に、指定管理者候補者として選定された者又は指定管理者が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すことがある。

- ① 倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- ② 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ③ 提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ④ 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ⑤ この募集要項に定める応募資格を失ったとき、又は応募資格がないことが判明したとき。
- ⑥ その他指定管理者に指定することが不可能となったとき、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

1.5 申請に当たっての留意事項

(1) 次の要件に該当する申請は無効とする。

- ① 申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合（軽微なものについては、プレゼンテーション審査の際に訂正を認める。）。
- ② 申請書類に虚偽又は不正があった場合。
- ③ その他不正な行為があった場合。

(2) 本市が提供する資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じる。

(3) 申請書類の提出後辞退を申し出る場合は、辞退届【様式第 8 号】を提出すること。

(4) 申請に係る費用は全て申請者の負担とする。

(5) 本申請に係る情報公開請求があった場合は、石垣市情報公開条例の規定に基づき、提出書類を公開する場合がある。

(6) 選定委員会の委員に対し、本件申請についての接触を禁じる。接触の事実が認められた場合、失格になることがある。

1 6 指定後の手続き

(1) 協定の締結

施設の管理業務等に関する細目的事項等については、市長と協議のうえ、基本協定を締結したうえで、指定管理業務内容及び業務の実施の対価として支払われる指定管理料等を定める年度協定書を締結するものとする。

(2) 指定管理準備事務

指定管理者として指定された者は、市長と協議し、必要な準備事務を行うものとする。

(3) 基本協定で定める主な事項

- ① 総則的事項
- ② 業務の範囲と管理の基準に関する事項
- ③ 業務の実施に関する事項
- ④ 備品等の取扱いに関する事項
- ⑤ 事業報告に関する事項
- ⑥ 指定管理料及び利用料金に関する事項
- ⑦ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- ⑧ 指定の取消しに関する事項
- ⑨ 指定期間の終了に関する事項

(4) 年度協定で定める主な事項

- ① 指定管理料の額
- ② 指定管理料の支払い方法
- ③ 当該年度における業務に関する事項
- ④ 施設の管理目標

(5) 協定の改定

協定で定めた事項については、次に掲げる特別の事情がある場合に限り、指定管理者と協議し、協定を改定できる。

- ① 指定管理料の額が変更になった場合
- ② 利用料金に関し、設置条例の規定を改正する場合
- ③ 開館時間、休館時間の管理基準に関し、設置条例の規定を改正する場合
- ④ 施設の一部を新設又は廃止する場合
- ⑤ その他管理を行ううえで重大な変更があった場合

1 7 スケジュール一覧

項目	期日	備考
公募説明会申込期間	令和6年6月10日(月) ～ 令和6年6月17日(月)	メールにて受付
公募説明会開催日	令和6年6月20日(木) 14時	
募集に関する質問受付及び 回答期間	令和6年6月10日(月) ～令和6年7月3日(水)	メールにて受付 及び回答
参加意思表示提出期間	令和6年6月10日(月) ～令和6年7月5日(金) 17時	直接持参
申請書類提出期間	令和6年6月10日(月) ～令和6年7月10日(水) 17時	直接持参
プレゼンテーション審査日	令和6年7月22日(月)	

18 問い合わせ先

〒907-8501 石垣市字真栄里672番地

石垣市 福祉部 こども未来局 子育て支援課

電話 0980-82-1704

メールアドレス E-mail: jidou@city.ishigaki.okinawa.jp

(別紙)

石垣市新川児童館 指定管理料(目安金額)

収入

科 目	内 訳	金 額
利用料		0
その他収入		0
合計①		0

支出

科 目	内 訳	金 額
人件費		64,765,000
給与 法定福利費		
事業費		29,631,000
消耗品費 光熱水費 通信費 賃借料 委託費 保険料 報償費 器具備品費 研修費 雑費	コピー機、パソコン等 施設賠償保険、傷害保険等	
修繕費		425,000
合計②		94,821,000

合計②－合計①＝ 94,821,000

(算出方法)

- 職員数5名
- 備品については、施設に設置していますが、事業運営の中で必要と判断し購入するもの(固定資産とならない範囲のもの)について積算してください。

R6年度(1月～3月)	5,577,000
R7年度～R10年度	89,244,000